



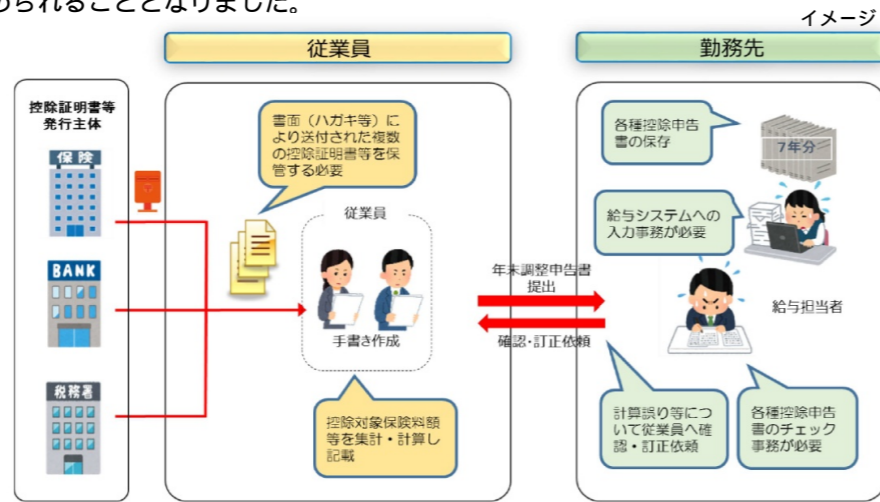
8月が終わり9月になりました。暦の上では秋ですが、まだまだ暑い日も多く、マスクを着用しての生活は、熱中症のリスクも高いので、これからも気をつけていかななくてはなりません。
 新型コロナウイルスの感染拡大によりさまざまなイベントが中止又は延期となっていますが、夏から秋へ移り変わるこの時を、稲穂の色づきや虫の音を楽しみながら過ごす一日もいいかもしれません。

年末調整手続きの電子化

年末調整とは、会社が役員、従業員（以下「従業員等」という。）の給与から毎月光引き（源泉徴収）した所得税等と本来従業員等が支払うべき所得税等の税額を一致させるための手続きですが、企業のペーパーレス化が進む中、年末調整の手続きは、膨大な紙ベースでのやりとりのため、事務負担が大きいことが問題となっていました。そこで、その問題を解消するため、令和2年度10月より年末調整手続きの電子化が進められることとなりました。

【今までの年末調整】

これまでの年末調整は、従業員等（給与等の支払を受ける方）が、保険会社、金融機関、税務署等（以下「保険会社等」といいます。）から控除証明書等を書面（ハガキ等）で受領し、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書に、内容を転記の上、控除額を計算作成したものを、控除証明書等とともに勤務先（給与等の支払者）に提出し、勤務先では、提出された年末調整申告書に記載された控除額の検算、控除証明書等の確認を行った上で、年税額を計算してきました。



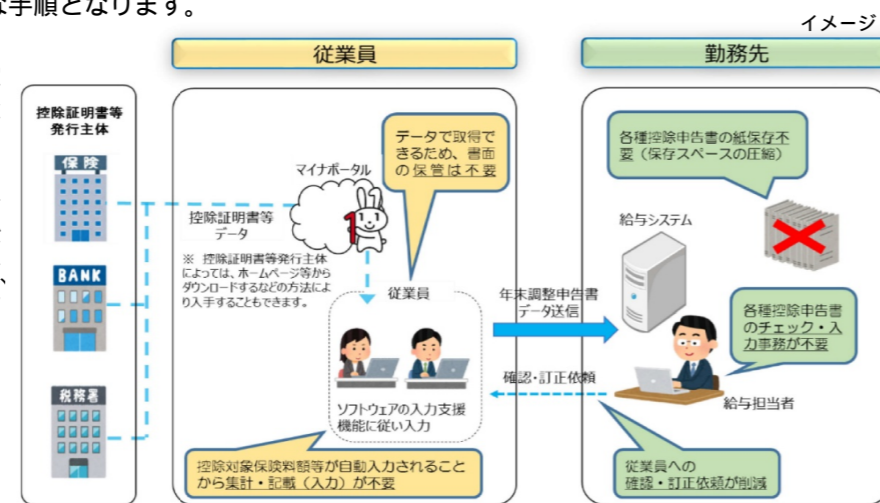
出典「年末調整手続きの電子化概要図」より

【これからの年末調整】

年末調整手続きが電子化された場合は、次のような手順となります。

従業員等が、保険会社等から控除証明書等を電子データで取得し、従業員等が、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（ ）に、住所・氏名等の基礎項目を入力し、で取得した電子データを取り込んで、年末調整申告書の電子データを作成、従業員が、の年末調整申告書データ及び控除証明書等データを勤務先に提出。勤務先が、で提供された電子データを基に年税額を計算する。

年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）とは、年末調整申告書について、従業員が控除証明書等データを活用して簡便に作成し、勤務先に提出する電子データ又は書面を作成する機能を持つ、国税庁が無償で提供するソフトウェアです。



出典「年末調整手続きの電子化概要図」より

ただし、電子化は、今年に全てを行う必要はなく、段階的に進めていくこともできます。また、電子化を行わないという選択もできます。具体的にどのように電子化を進めていくのか、次の4案を確認してみましょう。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision
 今月の開催日は9月10日（木）です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
9月10日（木）	7・8・9・10月決算法人様	9月4日（金）
10月8日（木）	8・9・10・11月決算法人様	10月2日（金）
11月12日（木）	9・10・11・12月決算法人様個人事業主様	11月5日（木）

安心してご参加いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

< 9月のカレンダー >

10	木	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限 *経営計画書作成セミナー：Vision
28	月	*個人事業主の消費税中間申告分（口座振替日）
30	水	*1月決算法人の中間申告及び納付期限 *8月分社会保険料の納付期限 *消費税（4期）の納付期限 （年税額400万円超の4・10月決算法人）

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています



【電子化による年末調整】

【案1】 データ取得
データ提出
従業員がデータで取得し、システムで作成したデータを提出（全て電子化）
従業員が、各自の控除証明書等を保険会社などからデータで取得する。従業員は、控除申告書作成に使用するPC、スマートフォンに年調ソフトを導入する。で取得したデータをの年調ソフトに取り込んで、控除申告書を作成する。で作成したデータを勤務先の給与担当者へ社内LANやメール等で送信する。

従業員から年末調整申告書に記載すべき事項を電子データにより提供を受けるためには、勤務先があらかじめ所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

【案2】 ハガキ取得
データ提出
従業員がハガキ等で取得し、システムで作成したデータを提出（一部電子化）
従業員が、各自の控除証明書等を保険会社などからハガキ等の書面で取得する。従業員は、控除申告書作成に使用するPC、スマートフォンに年調ソフトを導入する。で取得したデータをの年調ソフトに取り込んで、控除申告書を作成する。で作成したデータを勤務先の給与担当者へ社内LANやメール等で送信する。

申請書の承認は、申請書を提出した翌月末までに「承認」または「承認しない」ことの決定通知があります。これによりはじめて電子化での年末調整が可能となりますので、例えば11月に年末調整を電子化で行うためには、9月中に税務署へ申請書の提出が必要となります。

【案3】 データ取得
書面提出
従業員がデータで取得し、システムで作成、印刷した書面を提出（一部電子化）
従業員が、各自の控除証明書等を保険会社などからデータで取得する。従業員は、控除申告書作成に使用するPC、スマートフォンに年調ソフトを導入する。で取得したデータをの年調ソフトに取り込んで、控除申告書を作成する。で作成したデータを印刷して、勤務先の給与担当者へ書面により提出する。

また、従業員においては控除証明書等を書面（ハガキ等）ではなく電子データで取得するために、契約している保険会社等に控除証明書等のデータ発行を依頼する必要があります。

【案4】 ハガキ取得
書面提出
従業員がハガキ等で取得し、システムで作成、印刷した書面を提出（一部電子化）
従業員が、各自の控除証明書等を保険会社などからハガキ等の書面で取得する。従業員は、控除申告書作成に使用するPC、スマートフォンに年調ソフトを導入する。で取得したデータをの年調ソフトに取り込んで、控除申告書を作成する。で作成したデータを印刷して、勤務先の給与担当者へ書面により提出する。

電子化での年末調整をご検討の場合にはお早めに弊社までご相談くださいようお願いいたします。

【各社電子化対応の見通し】

今年の年末調整における控除証明書等の電子化対応の見通しですが、控除証明書等を発行する保険会社や銀行の電子化対応が10月までに間に合わないところもあるようです。「生命保険料控除証明書」や「地震保険料控除証明書」については、「お客様ページ」等からのデータ取得が一部の保険会社についてはできる見込みです。また、「住宅借入金等特別控除証明書」は、居住開始年分（平成31年1月以降居住開始）の確定申告書をe-Taxにより提出し、翌年分以降の住宅借入金等特別控除証明書についてe-Taxによる電子データでの交付を希望することで、対応されています。平成30年以前に居住開始の方については電子データでの交付がされないため、今まで通り書面となります。「年末残高等証明書」については、住宅金融支援機構の「長期固定金利住宅ローン（フラット35）」は、ほぼ全て対応されるようですが、それ以外は令和2年10月に間に合わないものもあるようです。そのほかの書類についても、電子化対応できないものがあるため、今年は、今までと同様の年末調整もしくは【案2】や【案4】での手続きも検討する必要があります。現在、国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（プロトタイプ版）」が公開されていますが、本ソフトウェアの導入を検討している方やソフトウェア開発業者向けの動作確認用であるため、令和2年10月にリリースされるもので作成をお願いいたします。

家賃支援給付金

7月号、8月号にてご案内した家賃支援給付金ですが、年払いしている場合など複数月の賃料をまとめて支払っているため、支払いの実績を証明する書類（「直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類」）の添付ができない場合には、別途「支払実績証明書」の提出が必要となります。その際、次の点にご注意ください。
 直前に支払った賃料の中に、申請月の賃料が含まれていること。

「支払実績証明書」には（合計）欄の下に、何月分の賃料かを記入すること。

家賃支援給付金の申請については、必要な書類も多く、複雑なため、書類等の不備も多く見受けられるようです。ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社までご連絡ください。

（支払実績証明書記載 例）2020年7月15日に申請する場合

①西暦 2020年 7月 1日	イメージ
（賃料等） 330,000円/月（税込）	（合計） 1,056,000円/月（税込） 5月分、6月分、7月分
（共益費・管理費） 22,000円/月（税込）	